

飯能市建設工事に係る業務委託における最低制限価格制度の実施に関する要領
(平成23年9月12日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、飯能市が発注する建設工事に係る業務委託について、競争入札により契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び飯能市契約規則第13条第2項の規定に基づき、業務委託の契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格の設定について必要な事項を定めるものとする。

(適用の対象)

第2条 最低制限価格を設ける業務委託は、予定価格（消費税及び地方消費税含む。）100万円を超え、競争入札により契約を行う下記のものを対象とする。

- (1) 建設工事に係る測量業務
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 最低制限価格の算定は、予定価格に10分の6から10分の8.5を乗じて得られた額の範囲以内で別表に定める算定方法により決定する。

2 最低制限価格は事後公表とする。

(最低制限価格設定の周知)

第4条 競争入札を行うに当たり最低制限価格を設定するときは、当該入札に係る公告又は指名通知に、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを明記し周知するものとする。

2 競争入札の公告又は指名通知に最低制限価格の設定を明記していない場合は、適用の対象としない。

(予定価格調書への記載)

第5条 競争入札を行うに当たり最低制限価格を設定するときは、予定価格調書に最低制限価格を記載する。

2 予定価格及び最低制限価格を記載した予定価格調書は封筒に入れ封印し、入札を行う際に、当該競争の場所に置くものとする。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝達する。

2 入札の結果、最低制限価格を下回る価格で入札をした者がある場合は直ちにその者を失格とし、予定価格から最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、有効な入札を行った者、かつ、最低制限価格以上の最低価格をもって入札をした者を落札者とする。

3 入札者全部の入札が最低制限価格を下回ったときは、入札を閉鎖する。

4 入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令第167条の10第2項にあることを説明する。

附 則

この要領は、平成23年9月20日以降に公告又は通知するものから適用する。

附 則 (平成23年10月14日決裁)

この要領は、平成23年10月17日以降に公告又は通知するものから適用する。

附 則 (平成25年6月4日決裁)

この要領は、平成25年6月11日以降に公告又は通知するものから適用する。

附 則 (平成26年3月4日決裁)

この要領は、平成26年4月1日以降に公告又は通知するものから適用する。

附 則 (令和6年4月22日決裁)

この要領は、令和6年5月1日以降に公告又は通知するものから適用する。

附 則 (令和7年2月12日決裁)

この要領は、令和7年4月1日以降に公告又は通知するものから適用する。

附 則 (令和7年12月8日決裁)

この要領は、令和8年1月1日以降に公告又は通知するものから適用する。

附 則 (令和8年8月24日決裁)

この要領は、令和8年9月1日以降に公告又は通知するものから適用する。

別表 最低制限価格の算定方法

- 1 次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類に応じ、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とする。

業種区分	①	②	③	④
建設工事に係る 測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	
建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設 コンサルタント 業務※	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
			技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサル タント業務※	直接人件費の額	直接経費の額(直接業務費－直接人件費)	その他の原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
			技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

※「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」については、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。

※上記①から④までは、1円未満の端数は切り捨てた額とする。

- 2 1の額が予定価格に10分の8.1（測量業務にあつては8.2、地質調査業務にあつては8.5）を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.1（測量業務にあつては8.2、地質調査業務にあつては8.5）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とする。
- 3 特別なものについては、1又は2の算定方法にかかわらず、予定価格の10分の6から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合をもって算出した額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とする。
- 4 複数の業種区分が含まれる業務については、業種区分ごとに1、2又は3の方法により、各業種区分の最低制限価格の基礎額（100分の110を乗じる前の額）を算出し、各業種区分の最低制限価格の基礎額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とする。